

令和5年第9回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1 招集日時 令和5年9月26日(火) 午後2時00分開議
- 2 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3 議事録署名人 戸田浩二
- 4 教育長及び出席委員  
教育長  
教育委員 4名  
事務局 11名
- 5 傍聴人 なし
- 6 提出された議題(議事) 以下のとおり
- 7 会議の大要
  - (1) 開会  
小沼教育長 午後2時00分開会を宣す。
  - (2) 議事録署名人の指名  
小沼教育長 戸田委員を指名する。
  - (3) 教育長の報告  
小沼教育長 別紙により教育長事務報告をする。  
  
小沼教育長 教育長のお務報告が終わりました。委員の意見を求めます。  
  
各委員 (特になしの声)  
  
小沼教育長 それでは、教育長のお報告については、以上のとおりとします。
  - (4) 議事  
小沼教育長 それでは、議事に入ります。本日の議事「報告第9号」及び「報告第10号」については、人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 それでは、異議なしと認め、「報告第9号」及び「報告第10号」の案件を非公開といたします。

【報告第9号】【報告第10号】 非公開

小沼教育長 非公開の案件が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

小沼教育長 続きまして「報告第11号 専決処分の承認を求めることについて」事務局より説明を求めます。

事務局 「報告第11号 大池田財産区議会議員一般選挙における職員の兼務（充当、事務従事）の協議について」ご説明いたします。15ページをご覧ください。こちらの資料でございますように、令和5年9月5日付けで、笠間市選挙管理委員会から、笠間市大池田財産区議会議員一般選挙における職員の兼務（充当、事務従事）について、地方自治法第180条の3の規定による協議がありました。委員会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行ったものでございます。なお、教育委員会所管で、選挙事務に従事した職員は、学務課職員1名となります。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「報告第11号 専決処分の承認を求めることについて」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「報告第11号 専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認いたします。

小沼教育長 続きまして「議案第31号 笠間市指定有形文化財の指定について」事務局より説明を求めます。

事務局 「議案第31号 笠間市指定有形文化財の指定について」 ご説明いたします。19ページをご覧ください。大日堂に安置される、木造大日如来坐像を、市指定有形文化財として指定することについて、適当であるとの答申を受け提出するものでございます。こちらの木造大日如来坐像の由来は諸説ございますが、木村武山の邸宅は、明治初期の廃仏毀釈により廃寺となった、箱田吉祥院の跡にあり、本像は吉祥院の本尊であったとされております。また一方、当家では、高野山金剛峰寺金堂再建の折、武山が同堂の障屏画を完成させた縁で、本像を同寺よりお迎えしたとも伝えられております。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局より説明がございましたが、「笠間市指定有形文化財の指定について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第31号 笠間市指定有形文化財の指定について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(5) その他 なし

(6) 閉会

小沼教育長 午後2時14分閉会を宣す。

## 10 議決事項

報告第9号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第10号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第11号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第31号	笠間市指定有形文化財の指定について	可決